

違反是正支援センター

# 現場における消防吏員の命令

～ 消防法第5条の3 ～



本CDは、立入検査時に階段に物件存置を指摘し、法第5条の3に基づく吏員の命令を発する手順を示したものです。措置命令に必要されるAからZまでが「映像」で物語風に収録されています。

全体は、「物件の除去命令の処理手順」に始まり、「公示について」までの9区分に分けられ、部分的にも見られるようになっている。映像途中に、法令上の留意事項が、引用できるようになっており、疑問に答えられるようになっている。現在では、ポンプ小隊が、立入検査時に法第5条の3の措置命令を発することも普通であり、消防官の必須事項となっている。その意味でも、必ず知っておかなければならない、違反処理手順であり、映像での勉強として最も効果の高いものとなっている。

関係資料は、PDF形式で「(不服申立ての) 教示を怠った場合」「標識を損壊した場合」など22項目ある。



[注：このCDは、平成16年3月に作成しており、資料等の一部に現行法令に改正されていない項目がいくつかありますので、注意してください。また、映像は、建物の対象物の違反等全て仮想で、出演者は俳優に依頼して演技として作成されているもので、フィクションです。